監 第 3 5 号 令和4年11月29日

琴浦町長 福本 まり子 様 琴浦町教育委員会教育長 田中 清治 様 琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 田中 肇

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

### 第1 報告

### 1 監査の期間

令和4年11月8日(火)・10日(木)の2日間

### 2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

### 3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、町民生活課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設住宅課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の17機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

### 4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正 に処理されていることを認めることができた。

## 5 指摘事項

## (1) 委託費に係る随意契約について

委託費に係る契約について、前年下期監査でも競争原理が働くよう指摘したところであるが、令和4年上期においても契約金額の見積りが不明瞭であり、支払についても不必要に一括前払いを実施するなど委託業務の進捗管理が徹底できていない事務が見受けられた。

今回の結果を受けて、各課が委託している業務について見積りの精査や概算払いの方法など委託業務が契約内容に沿って実施されているか再確認し適正な委託業務事務が行われるよう見直されたい。

また、補助金事務についても、同様の事例が見受けられた。

# (2) 琴浦町 CIO 補佐官との連携について

琴浦町では、デジタルに関する高度な知見や民間における豊富な経験を持つ専門家から助言を受けることにより、DX 推進の取組みを深めることとしている。

今年度、株式会社サイバーエージェント内に組織された行政 DX 支援チームから町の情報責任者(CIO 補佐官) として派遣してもらい、本町の DX の推進を図っているところである。

一方、定期監査の原課との面談からは、以前からのシステムの更新についての相談が 行われていないと感じる。

今後は、既存の基幹システム等と各課のシステムの導入についても効率的で低価格化がすすめられないか相談し、契約金額等経常経費の見直しができないかのアドバイスを受け、総合的にデジタル経費の低減化が進むよう職員から積極的に投げかけられたい。

## (3) 事務処理能力の向上について

事業執行にあたっての事務処理の進め方について過去に職員研修を実施されているが、デジタル化の推進や押印の省略等で事務処理方法も変更されてきている。

ファイリングにあたって電子データとして省略され、書類の確認や決裁責任がおろそかになるなど弊害も考えられる。

企業会計の移行など会計基準が変更される中で、改めて財務規則や手続きの進め方等 事務処理について研修し、各課が統一した事務を進められるよう努められたい。

## (4) 町営住宅の在り方について

昨年度、公共施設管理計画に沿って新規就農者住宅を処分したところであるが、今後、 人口が減少する中で町営住宅数の多さについては執行部においても課題ととらえている ところである。

町内には令和3年度末現在374戸の住宅がある。古いものでは昭和49年築と50年近く経過しているところもあり、修繕費も上半期で8,264千円と多額になってきている。 人口維持・増加対策として必要な施設ではあるが、町民からの要望も考慮しながら、耐用年数・耐震化等から貸家にふさわしくなくなったものについては払い下げや解体処分を行うなど町資産の圧縮による経費削減につながるよう努められたい。

### (5) 滞納整理について

令和4年上期の未納額・滞納額は343,871 千円となっている。これは昨年同時期に比較して39,637 千円の減額となっている。各課とも滞納整理マニュアルにのっとり債務の確認、保証人への通知等基本的な債務改修事務を行っている。その結果、滞納金額も減少傾向にある。

今後も、マニュアルに沿った滞納整理事務を遂行するとともに、条例の制定により法 令に沿った事務を行ったうえで、確実な回収が難しい案件については、不能欠損により 財務諸表から除却するなど不良債権を整理し財務の健全化が図られるよう努められたい。

### (6) 起債の有効活用について

社会福祉協議会の運営費 5,000 千円を起債の活用で支出しているが、ソフト事業ではあるが恒常的な経費にはなじまないと考える。

過疎債ソフトは人的資本・制度資本など持続可能な地域づくりのために必要な「ソフト」の支出を賄う財源であり、地方財政の枠組み中で、地方交付税制度では対応しきれない「コモン・ニーズ」を支える財源とされている。

自己負担の軽減を図る目的は理解できるが、将来に波及効果のある事業に活用するのが本旨である。

過疎債等起債の発行にあたっては負担を将来に先送りする事業ではなく、対象事業の収益により元利償還可能なものに投資すべきであり、起債目的に沿った活用に心がけられたい。

# ※【コモン・ニーズ】

「誰もが直面しつる生活上の困難(障害、疾病、失業など)」と「社会・地域を持続可能にする基礎的な条件(子育て、教育、地域交通など)」